

＼富田林市に住み、働くあなたを応援／
奨学金の返還を支援します！

10年間で

最大 1000 万円



対象者：申請年の10/1時点で下記①～⑤をすべて満たす方



大学等卒業～
35歳未満である
(申請する年度末時点)



富田林市に住民登録
があり、6か月以上
定住する意思がある



貸与型の奨学金
を利用している



富田林市内の中小企業
で6か月以上正規雇用
されている



市税等の
滞納がない

補助金の額

上限 10万円/年 最大 10回

申請の前年度の10月から9月までに
返還した奨学金の合計額を助成します

申込期間

毎年 10月-11月中旬

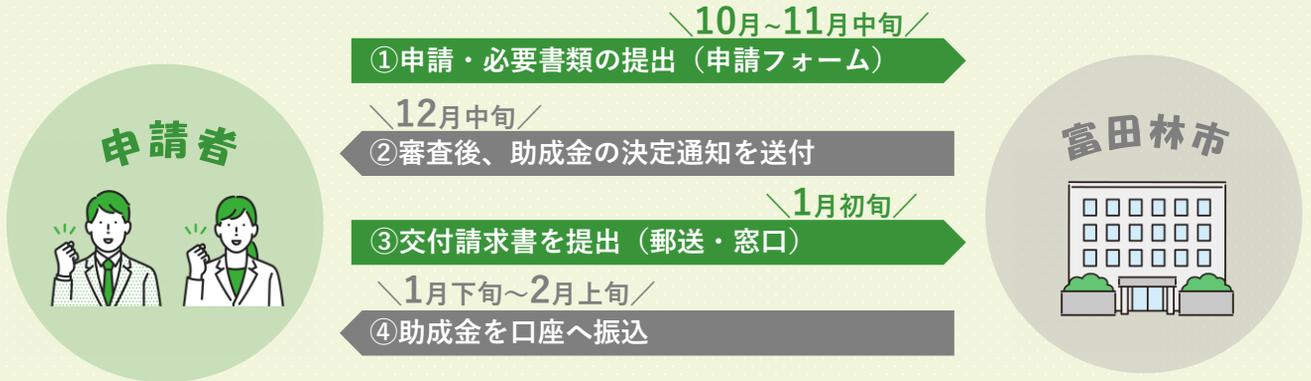
申請手続きは毎年必要です

留意事項

- ・申請が多数となった場合、選考を実施することがあります。
- ・本制度は、事業の見直し等により終了することがあり、10年間の支援を確約するものではありません。

富田林市奨学金返還支援助成金

申請の流れ



申請に必要となる書類

- ・大学等を卒業・修了したことを証明するもの（卒業証書、卒業証明書）
- ・奨学金の貸与を証明するもの（貸与証明書、貸付決定通知書等）
- ・対象期間（申請を行う前年度の10月から9月）における奨学金の返還額を証明するもの（返還証明書、通帳の写し等）
- ・住民登録を証明するもの（住民票の写し）
- ・就労状況がわかるもの（在籍証明書）
- ・その他市長が必要と認めるもの



対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構（第1種・第2種）の奨学金
- ・大阪府が貸与する母子・父子・寡婦福祉資金（修業資金・修学資金）

申請フォームはこちら

※アカウントの登録が必要です



助成金の交付を継続して受ける場合は、前年度の交付決定を受けてから継続交付申請を行うまで、継続して富田林市に住民登録が必要です。

よくある質問



Question 1

10月1日に35歳になる場合は対象となりますか。



Answer 1

対象ではありません。申請する年度末時点で35歳未満の方が対象です。

Question 2

助成金は一度申請すれば、10年間受け取ることができますか。

Answer 2

一度の申請で10年間の助成を決定するものではありません。助成金は毎年の申請が必要で、申請時点で要件を満たしている方が対象です。

Question 3

奨学金を繰上返還した場合、繰上分も支援の対象となりますか。

Answer 3

繰上分や延滞分は支援の対象ではありません。繰上返還等の金額を除いた額が支援の対象です。

お問合せ
申請受付

富田林市 市長公室 政策推進課
☎ **0721-25-1000**
(内線514)

〒584-8511
大阪府富田林市常盤町1-1
富田林市役所5階

富田林市奨学金返還支援助成金の
詳しい内容は市HPをご確認ください

富田林市奨学金返還支援助成金

